

飼い主の皆様へ重要なお知らせ

令和9年（2027年）3月2日から、
狂犬病予防注射の制度が変わります！



変更点①：狂犬病予防注射が「通年接種」可能となります

これまで、法律上の接種期間は「4月1日～6月30日」とされていましたが、制度改正により、期間の縛りがなくなり、**年間を通していつでも接種が可能となります。**

※ただし、「年1回の接種義務」自体は変わりません。

変更点②：3月2日～3月31日の間の狂犬病予防注射済票について

これまで、3月2日～3月31日に注射を受けた場合、「翌年度」の注射済票を交付していましたが、制度改正により、**3月2日～3月31日に注射を受けた場合、「当該年度」の注射済票を交付します。**

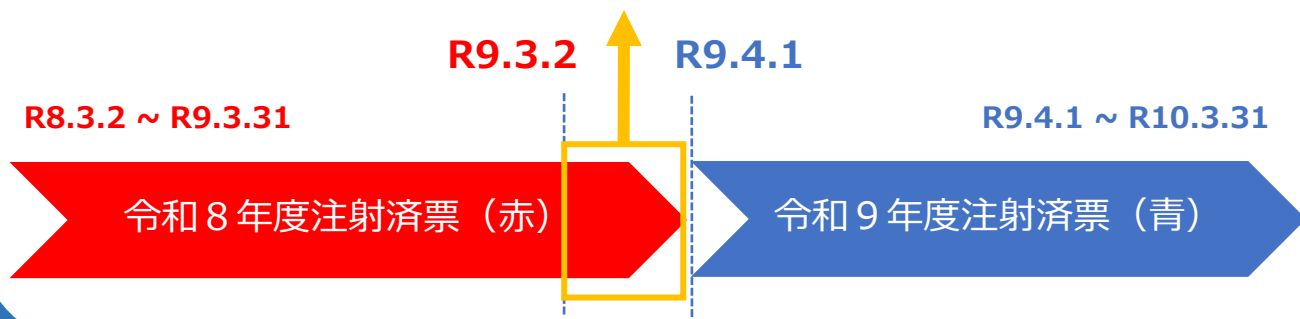
※翌年度の注射済票は交付しません。



令和9年3月に接種を予定している飼い主さまへ

「令和8年度の注射済票（赤色）」をお持ちのワンちゃんへ、
令和9年4月1日以降に予防注射を受けていただくようお願いいたします。

令和9年3月2日～令和9年3月31日接種分は
令和8年度の注射済票の交付となります



【お問い合わせ】

小田原市役所 環境部 環境保護課
電話番号 0465-33-1484